



『雨降って地固まる』



ことわざの中には、雨にまつわる言葉が数多くありますよね。その中で6月といえばこれ！と言えるのが、「雨降って地固まる」ではないでしょうか。直接的に6月を表現する言葉ではないですが、雨という言葉が使われているものの中では珍しくポジティブな意味合いを持つことわざです。たくさん悪いことやめごとがあったけれど、終わってみれば元よりもいい形になっている。そんな希望的な意味のことわざは、6月の沈みがちな気分の支えになってくれそうですね。さて、「めがね税理士通信」2022年6月号をお届け致します。税金や経営、相続などのお役立ち情報とともに、事務所の新況もお伝えします。内容についてご質問などがございましたら、お気軽にご連絡ください。

めがね税理士の厳選税務

今月はここをチェック！！

レクリエーション不参加者に現金を支給する場合

コロナ過という大きな衝撃が通り過ぎ、Withコロナ時代と言われるようにコロナと共存する生活様式へと変化していく中で、福利厚生としてのレクリエーション行事や近隣への社員旅行などを復活させる企業も増えてきました。今回はレクリエーションとしての旅行に参加しない社員に現金を支給した場合の取扱いについて解説いたします。

金銭の支給は原則給与課税！

使用者が使用者から金銭の支給を受けた場合は、特別な取り扱いが示されているものを除いて、**原則給与として課税の対象**となります。福利厚生の施策によるものであっても、現金の支給を受けた場合は同様の取り扱いとなります。

非課税となる金銭支給

- ① 通勤手当のうち、一定金額以下のもの
- ② 転勤や出張などのための旅費のうち、通常必要と認められるもの
- ③ 宿直や日直の手当てのうち、一定金額以下のもの

参加できない人に現金を支給すると・・・？

従業員レクリエーションのために行う旅行の費用を会社が負担する場合、

- ① 旅行に要する期間が4泊5日であること。(目的地が海外の場合には、外国での滞在日数による)
- ② 参加する人数が全体人数の50%以上であること。(工場や支店ごとに行う場合は、それぞれの職場の50%以上)

この2点を満たしているものであるときは、原則としてその旅行費用を参加者の給与としなくてもよいことになっています。

しかし、不参加者に対して金銭を支給することとしている場合には注意が必要です。その場合、従業員は、旅行の参加か金銭支給を受けるかを選択できることとなります。

したがって、金銭の支給を受けた不参加者はもちろん給与課税されますが、**レクリエーション旅行に参加した人も、不参加者に支給された金額相当の経済的利益を受けたものとして、給与課税されることとなります(右事例)。**



【事例】全社員を対象とした1泊2日の国内慰安旅行(50%以上参加)を実施し、不参加者には現金2万円を支給した場合

- 不参加者⇒**2万円給与課税**
- 参加者⇒**2万円給与課税**(不参加者と同等の経済利益)

結果、**全社員2万円分の給与課税**となり、会社は**当該課税に対する源泉徴収をする必要が生じます。**

行政書士試験合格しました

むかいアドバイザーグループの天満です。突然ですが皆さん、勉強は好きですか？

勉強好きの集まる弊所では、今年の1月に泉と田村が行政書士試験に合格しました☆ ついつい睡魔に負けてしまう自分と違い、多くの誘惑に勝ってきたのだと思います。やるべきこと、目標に向かって取り組む姿勢がきっと仕事にも活かしているんだと実感しています。そんなメンバーと一緒に働けることはとても心強いですし、切磋琢磨できる環境にいるんだと私自身いい刺激になりました(^^) 次は私が「〇〇試験に合格しました！」と紹介されるよう、働きながら資格勉強をするコツをこっそり聞いてみたいと思います(◡)ゞ



行政書士合格しました☆

「人事をつくして天命を待つ」ということばがある。私心にとらわれることなく、人となしうるかぎりの力をつくして、そのうえで、静かに起こってくる事態を待つ。それは期待にそむくことであるかもしれない。人事をつくしたかぎりにおいては、うろたえず、あわてず、心静かにその事態を迎えねばならない。天命とは、これだけのことをつくしたから、これだけの結果があたえられるという、そんな計算の成り立つものではない。まして、私心多くなすべき人事もつくさずに、いたずらに都合よき成果のみを期待するのは、天命を知らざることはなほだしいといわねばなるまい。めまぐるしい利害の波の日々の中ではあるけれども、時におたがいに三省してみたいものである。
(引用「道をひらく」松下幸之助 PHP 研究所)



たかこサンの相続相談室



『コロナ禍における相続税の税務調査』

Aさん： コロナ禍でも相続税の税務調査は行われているのでしょうか？自宅に訪問するのなかなか難しいですよね？

たかこサン： 確かに直近で国税庁より公表されている令和2事務年度（令和2年7月～令和3年6月）のデータでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、実地調査件数は前事務年度の10,635件から5,106件（前事務年度比48.0%）と大幅に減少しています。

Aさん： コロナの影響が長引くのはもちろんよくないですが、相続税の税務調査が心配という人にとっては、その点少し安心ということでしょうか？

たかこサン： そう簡単に言い切れる話でもありません。前述のデータによれば、令和2事務年度においては大口・悪質な不正が見込まれる事案を優先的に調査し、実地調査1件当たりの追徴税額は943万円（対前事務年度比147.3%）となり、過去10年間で最高となりました。

また、実地調査件数は減っていますが、いわゆる簡易な接触（文章、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ・計算誤り等を是正する）による調査手法は、前事務年度の8,632件から13,634件（前事務年度比157.9%）と、こちらは大幅に増加しています。

つまり最近の税務調査においては闇雲に実地調査を増やすのではなく、効果的・効率的に課税できるよう努めているといえます。更に、無申告の事案に関しては、他の納税者との公平感を著しく損なうものであることから、積極的に資料・情報の収集を行い、課税を強化している点も近年の特徴です。

Aさん： 税務署も時代に応じた調査方法を実践しているということなのですね。

たかこサン： 相続税の税務調査の対象になるかどうかは、相続財産の金額はもちろん相続税の申告書の内容自体がとても大事になってきます。税理士といってもそれぞれ得意分野がありますので、税調査対策という意味でも相続税申告はできる限り相続専門の税理士に依頼された方がよいと思います。



税務セカンドオピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。

さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！

ご相談事例

- ① 相続や事業承継の対策を打ちたい
- ② 経営改善について客観的なアドバイスを受けたい
- ③ 株式や不動産の移動などの資本政策について相談したい
- ④ 税理士が高齢又は担当が税理士ではなく相談しにくい



発行元



つねに むかいに

むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士法人 / むかい行政書士法人
むかいアドバイザリー株式会社 / むかい相続サポートセンター

【代表者】税理士・行政書士 向 智大 / 税理士・司法書士・行政書士 向 貴子
【所在地】〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

【TEL】076-254-0301（受付時間：平日 9:00～18:00）

【FAX】076-254-0302 【Email】info@mukai-group.com

【HP】

■ むかいアドバイザリーグループ → <http://www.mukai-group.com>

■ むかい相続サポートセンター → <http://www.auberge-sanglier.com>

■ 石川金沢家族信託サポートセンター → <https://kanazawa-kazokushintaku.com>

LINE公式



相続に関する情報を定期配信しています